

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等

ア 各教科

- (ア) 各学力調査等の結果を分析・活用して授業改善推進プランを作成し、児童の実態に即した指導と評価が一体となった授業を展開するとともに、児童の自己調整学習の能力を高める。
- (イ) 「できる」「分かる」授業づくりを推進し、望ましい学習習慣や家庭学習の定着を図り、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の基盤となる資質・能力を育成する。
- (ウ) 教員のファシリテート力を高め、児童が主体的に学ぶ学習者中心の授業づくりを推進し、学力向上を図る。
- (エ) 習熟度別ガイドラインに基づいた少人数・習熟度別指導、補習教室を充実させ、個に応じた指導の充実を図る。
- (オ) 各教科等の教育内容を相互の関係でとらえた教科横断的な学習の充実を図るとともに、持続可能な開発目標(SDGs)と関連付けた学習を行い、持続可能な社会の創り手に必要な資質能力を育成する。
- (カ) インクルーシブ教育の理念に基づき、障害のあるなしに関わらず、児童一人一人の状況に応じた合理的配慮を実施し、自立と社会参加に向けた効果的な指導・支援を充実させる。

イ 道徳科

- (ア) 児童の道徳性の涵養に向け、道徳教育推進教師を中心として、児童が自己を見つめ、多面的・多角的に自己の生き方を考えることができる指導を展開することで、自己肯定感・自己有用感を育む。
- (イ) 「道徳授業地区公開講座」や、家庭や地域社会との連携を通して、児童の社会参画の意欲を高める。

ウ 外国語活動

各教員の指導力を高めるとともに、ICTやALT・外部機関と連携し、体験活動を重視した外国語活動を充実させる。また、低学年においても外国語活動を実施し、外国語の基本的な表現に慣れ親しみ、コミュニケーション能力の素地を養う。

エ 総合的な学習の時間

- (ア) 地域の自然、歴史、文化、人材等を活用して児童が探究的な見方・考え方を働かせる活動を通して、主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。
- (イ) コミュニティ・スクールの機能を充実させ、地域の体験活動や人との関わりを通して、児童の自己肯定感や思いやりの心を育て、地域の担い手としての自覚を高める。
- (ウ) 総合的な学習の時間の全体・年間計画に基づき、児童の発達段階に応じて探究的な学習を充実させ、児童が自ら課題を見付け、学び、考え、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていく資質や能力を育成する。

オ 特別活動

- (ア) 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする主体的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力・自己表現能力を養う。
- (イ) 主権者教育の視点に立った自発的、自治的な児童会活動やクラブ活動、実行委員会の充実を図り、自己選択の経験を重ねることで、自己決定できる力を向上させる。

(2) 特色ある教育活動

- ア 「言葉の力」「ハピネス・マインド」を大切に、多様な他者との関わり合いを通して他者とながら力を高める。
- イ WEBQUの実施後に、講師を招いてその結果を十分に分析して学級経営に生かし、望ましい集団の形成を目指すとともに個々の児童の状況を把握し、不登校、いじめの未然防止・早期解消を目指す。
- ウ 特別活動を充実させ、一人一人の活躍の場を作り、全ての児童にとっての「安心基地」を目指す。
- エ 全ての教育活動において、自己決定・自己選択の場を意図的に設定し、児童の主体性を育む。
- オ 体力向上週間におけるなわ跳び週間、持久走週間等の活動を通して、運動に親しむ態度を養う。
- カ 学力低位層を中心に基礎学力の定着を目指し、家庭と連携しながら個別指導の充実を図る。
- キ 特別支援学級との交流を日常的、計画的、組織的に推進し、児童の相互理解、所属感、連帯感を高める。
- ク 「昭島市立学校教育のユニバーサルデザイン」を取り入れ、全ての児童にやさしい授業を展開する。
- ケ 読書ボランティアと連携し、読書環境を充実させ、読書の習慣化を図り、児童の言語感覚を高める。
- コ 支援が必要な児童への支援を組織的にを行い、充実させるために校内委員会の月1回開催及び、特別支援教室、通級指導学級、関係機関との連携を図る。
- サ 性同一性障害者(性自認)や性的思考における多様性を知る機会を充実させる。
- シ 学校2020レガシーを受け継ぎ、伝統文化教育や国際理解教育を推進し、グローバルな人材を育成する。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア) 「挨拶」「返事」「アイコンタクト」が心をつなぐことを継続的に指導し、場に応じた挨拶を考えるとともに、互いに自他を尊重し、「やさしい言葉」で豊かに関わり合う児童を育成する。
- (イ) 「防災ノート」や「東京マイ・タイムライン」の活用や、避難訓練、セーフティ教室、薬育と薬物乱用防止教室、安全教室を実施し、自助・公助の力を育成するとともに、児童の危険回避能力の向上を図る。
- (ウ) 学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策委員会の定期開催での「いじめ認知報告書及び解消報告書」の活用や毎学期における「いじめ防止アンケート」の実施により、いじめの未然防止、早期発見を目指す。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえた、対象児童や保護者等に寄り添った対応を行う。また、児童が適切に援助希求行動をとり、身近な大人が支援できるようにSOSの出し方に関する教育を確実に実施し、適切な情報収集に努め、組織的・継続的ないじめ防止対策を推進する。
- (エ) 不登校及び不登校傾向にある児童の社会的自立に向けた組織的な支援としてSC及びSSW等関連機関との連携を推進するとともに校内別室指導やオンライン授業を実践する。また、自他の生命を大切にすることを養うために、東京都のDVD教材等を活用し自殺防止に向けた指導を充実させる。

イ 進路指導

- (ア) 奉仕活動等の体験的な活動を通して、自己の将来に対する希望を醸成し、健全な目的意識をもてるキャリア教育、進路指導を推進する。
- (イ) スタートカリキュラムの実践による幼稚園・保育所との円滑な接続と義務教育9年間を見通した小中連携教育を推進する。